

ブロックチャンピオン賞選考規程

(目的)

第1条 本規程は地域の各種レースにおいて優秀な成績を収めた鳩舎を表彰することを目的とする。

(選考基準)

第2条 前条の目的達成のため必要な規準を次の通り定める。

1. 対象レース

(1) 春季レジョナルレース

(2) 地区ナショナルレース

【以下の3レースから2レースを選択する。】

(3) 桜花賞レース

(4) グランプリレース (地区連盟序列)

(5) グランドナショナルレース (地区連盟序列)

2. 申請資格

申請する対象4レースにおいて、参加羽数の上位10%に入賞している鳩とする。

但し、前項の選択対象(3)(4)(5)の各レースについては、ブロック連盟内の地区連盟各々すべてにおいて参加羽数が100羽未満の場合、成績序列10位までに入賞している鳩とする。

(選考方法)

- 第3条 ① 資格鳩1羽につき1ポイント、1レースにつき2羽2ポイントまでとする。
② 獲得ポイントの大きいものを上位とする。
③ 同点の場合は対象各レースの入賞率(順位÷参加羽数)の合計の小さいものを上位とする。

(申請手続)

第4条 地区連盟単位に、6月末日までに協会必着として所定の申請用紙にて申請を行うこと。但し、個人の合同委託鳩舎を除く。(註:合同委託鳩舎とは、鳩が有償で委託される鳩舎又は譲渡者の受益に限りて委託される鳩舎をいうものとする。従来の共同鳩舎についてはこの限りでない)

2. 前項の申請により協会において各ブロック連盟1位の1鳩舎を決定する。

3. 第1項の期日を過ぎた申請は、原則として受理しないものとする。

(授賞)

第5条 次の通り授賞を行う。

各ブロック連盟1位の鳩舎一賞状・賞杯・記念品

附則(略)

但し、(2)と同場所・同時刻放鳩のレースは選択できない。また、(3)(4)(5)のうちで同場所・同時刻放鳩の場合は、選択はどちらか一方とする。
(令和6年10月23日 改正)